



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年9月14日金曜日 第2403号

### ◇ 目次 ◇

医師の指定.....	764
指定自立支援医療機関の指定.....	764
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等（3件）...	765
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	766
保安林予定森林.....	766
土地改良区役員の就退任の届出.....	767
指定道路の指定.....	767
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧（2件）.....	767
開発行為に関する工事の完了.....	767
道路の供用開始（一般国道381号）.....	767

### 公 告

平成23年度財団法人道府県会館建物共済事業及び機械損害共済事業の経営状況の公表.....	768
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	768

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告（3件）..... 768

### 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	769
政治団体の届出事項の異動の届出.....	769
資金管理団体の届出.....	770

### 公営企業公告

デジタルX線テレビシステムの購入.....	770
-----------------------	-----

### 雑 報

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の平成23年度に係る財務諸表の公告.....	771
--	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1127号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成24年9月14日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸機能障害	内科	Dr.盛次診療所	盛次義隆	伊予郡松前町大字筒井1540番地	平成24年9月1日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	医療法人隆典会片木脳神経外科	藤澤睦夫	今治市別名274番地	平成24年9月1日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	医療法人隆典会片木脳神経外科	山下史朗	今治市別名274番地	平成24年9月1日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	愛媛県立今治病院	小田眞平	今治市石井町4丁目5番5号	平成24年9月1日
肢 体 不 自 由	整形外科	医療法人徳善会松岡整形外科医院	松岡元法	四国中央市川之江町329番地1	平成24年9月1日
肢体不自由・呼吸器機能障害	小児科	住友別子病院	竹本幸司	新居浜市王子町3番1号	平成24年9月1日
心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内科	西予市立宇和病院	渡部洋輔	西予市宇和町卯之町一丁目246番地1	平成24年9月1日

### ○愛媛県告示第1128号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成24年9月14日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
トーヨ調剤薬局	西条市北条1637-2	栗林薬品株式会社	薬局（育成医療・更生医療）	平成24年9月1日

○愛媛県告示第1129号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年 9月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
ダイレックス伊予津島店	宇和島市津島町高田丙128番地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,633㎡	1,432㎡	平成24年 9月7日	平成24年 8月30日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後8時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時から午後8時30分まで	午前8時30分から午後10時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1130号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに鬼北町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年 9月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
ダイレックス広見店	北宇和郡鬼北町大字芝58番地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	2,056㎡	1,590㎡	平成24年 9月19日	平成24年 8月30日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後8時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時から午後8時30分まで	午前8時30分から午後10時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに鬼北町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1131号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに愛南町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年 9月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
ダイレックス愛南店	南宇和郡愛南町御荘平城3995番地1	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	2,020㎡	1,743㎡	平成24年 9月7日	平成24年 8月30日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後8時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時から午後8時30分まで	午前8時30分から午後10時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに愛南町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1132号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、松山市萩原、上難波、才之原、正岡神田、柳原、鹿峰その他の北条市畑地帯総合土地改良区の地区内地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成24年 9月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・北条地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成24年 9月18日から10月16日まで

3 縦覧場所

松山市役所北条支所

○愛媛県告示第1133号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年 9月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

今治市朝倉乙13の3、朝倉上乙1155の4、朝倉南丙103の1、丙105の1、丙123の1、丙130の28、丙138の3、丙140の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以下

上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1134号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市氷見土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成24年9月14日

愛媛県東予地方局長 俊野 健治

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	伊藤 實	西条市氷見丙796番地

○愛媛県告示第1135号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成24年9月14日

愛媛県東予地方局長 俊野 健治

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成24年9月7日

3 指定道路の位置

四国中央市上分町字町西676番の一部及び681番1の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 23.91メートル

(2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第1136号

東温市揚畑田土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年9月14日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 東温市揚畑田土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し

(2) 東温市揚畑田土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成24年9月14日から10月15日まで

3 縦覧場所

東温市役所本庁

○愛媛県告示第1137号

東温市吉久土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年9月14日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 東温市吉久土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し

(2) 東温市吉久土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成24年9月14日から10月15日まで

3 縦覧場所

東温市役所本庁

○愛媛県告示第1138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年9月14日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
24中局建（開）第21号 平成24年9月6日	伊予郡松前町大字西高柳字法道寺288番2・289番1・289番2・289番3	伊予郡松前町大字西古泉285番地1 有限会社アットホーム 代表取締役 田原 信幸

○愛媛県告示第1139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年9月14日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	381号	北宇和郡松野町大字吉野2157番2から 同町大字吉野2165番2まで	平成24年9月19日 13:00
"	"	北宇和郡松野町大字吉野3778番3から 同町大字吉野2945番2まで	"
"	"	北宇和郡松野町大字吉野182番2から 同町大字吉野10番3まで	"

公 告

○公 告

平成23年度財団法人都道府県会館建物共済事業及び機械損害共済事業の経営状況の公表について

財団法人都道府県会館理事長山田啓二から通知のあった平成23年度財団法人都道府県会館建物共済事業及び機械損害共済事業の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年9月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 建物共済事業

(1) 分担金その他収入	1,388,550,123円
(2) 災害共済金その他支出	538,643,695円
(3) 正味財産	1,713,486,317円

2 機械損害共済事業

(1) 分担金その他収入	785,511,488円
(2) 災害共済金その他支出	167,033,930円
(3) 正味財産	690,861,575円

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年9月5日	特定非営利活動法人 市民後見サポートセンターえひめ	野 垣 康 之	愛媛県松山市一番町4丁目1番16号むらかみビル3階	この法人は、広く一般市民に対して、成年後見制度の普及活動及び市民後見人の養成等をし、法定後見、任意後見等の被後見人等及び成年後見制度利用を必要とする市民の権利擁護に関する事業を行い、地域福祉との連携及び被後見人等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年7月17日	特定非営利活動法人 愛媛県不動産コンサルティング協会	竹 内 学	松山市小坂四丁目20番29号	この法人は、不動産コンサルティング技能登録者として専門的な知識と技能を活用し、社会の人々に対して、不動産に関する知識の普及、向上、調査、研究、講習、研修等の活動を行い、もって環境に優しいまちづくりを通して、社会全体の利益の増進と、しあわせづくりに寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年8月7日	NPO法人 ありがとう	山本 諭	松山市東石井六丁目4番36号	この法人は、主に愛媛県内及び徳島県内のシニア世代の方や身体に障害を持つ方々の暮らしを支え、子供たちの未来を育む活動を、地域の人材を最大限に活かした方法で実現することにより、全ての人が明るい笑顔を浮かべることができる社会づくりを実現することを目的とする。

## ○公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月14日

愛媛県知事 中村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年8月23日	特定非営利活動法人 日本リラクゼーション整体安眠 ケア協会	渡部 真理	松山市西一万町10番2号メゾンド レーブ402号	この法人は、ストレスを抱える人達に対して、両手の平で体を温める整体によってふれあいを深め、心の緊張をほぐし、ストレスの原因である悩みや相談を行う事業と支援スタッフの育成事業を通じて、精神的な病気予防に寄与することを目的とする。

## 選挙管理委員会告示

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成24年9月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者			
国民の生活が第一愛媛県参議院選挙区第1総支部	友近 聡朗	内田 宝寿	松山市本町七丁目24	平成24年8月1日	政党の支部
田村昭子後援会	石丸 常	金子 基綱	上浮穴郡久万高原町入野1317-1	平成24年8月7日	
国政守後援会	国政 守	国政 三宝光	四国中央市中之庄町694-4	平成24年8月8日	
すえひろ会後援会	松末 博年	松末 千鶴	東温市志津川155-2	平成24年8月22日	
自由民主党愛媛県松山市第十五支部	菊池 伸英	武知 和久	松山市和泉北一丁目1-14	平成24年8月27日	政党の支部

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成24年9月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
県政と環境を考える会	主たる事務所の所在地	松山市二番町四丁目2-9	松山市湊町六丁目6-2	平成24年8月23日	
	代表者	白石 浩司	水島 眞		
	会計責任者	福應 源輝	白石 浩司		

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成24年9月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
国政守	四国中央市議会議員	国政守後援会	四国中央市中之庄町694-4	国政守	平成24年8月8日

## 公営企業公告

## ○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年9月14日

愛媛県公営企業管理者 三好大三郎

## 1 入札に付する事項

- 件名  
デジタルX線テレビシステムの購入
- 購入物品名及び数量  
デジタルX線テレビシステム 1式  
(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- 購入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- 納入期限  
平成25年1月31日まで
- 納入場所  
愛媛県今治市石井町四丁目5の5  
愛媛県立今治病院
- 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）8(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者については、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成24年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で次の事項に該当するもの

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- この公告で示す物品を納入期限までに確実に納入できることを証明した者であること。
- 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中に

ない者であること。

- 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

## 3 入札書の提出方法等

- 提出書類及び入札書の提出方法  
電子入札システムによる。
- 入札書の受領期限  
契約条項及び入札説明書の掲載場所  
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。  
<http://ebid.cals-ehime.lg.jp/ppi.html>
- 入札書のほかに提出する書類の受領期限  
平成24年10月9日（火）午後5時00分まで。
- 入札書の受領期限  
電子入札システムによる場合は、平成24年10月24日（水）から平成24年10月26日（金）までの電子入札システム稼働時間中（午前9時00分から午後8時00分まで（ただし、10月26日は午後10時59分まで））。  
紙入札による場合は、平成24年10月26日（金）午後10時59分まで。
- 開札の日時及び場所  
平成24年10月26日（金）午前11時00分  
愛媛県公営企業管理局会議室（愛媛県庁第二別館2階）
- 問い合わせ先  
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912 2794

## 4 その他

- 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 入札保証金  
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成24年10月9日（火）午後5時00分までに電子入札システムにより提出しなければならない。  
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

## (7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(6)に掲げる場所に提出すること。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Digital X-ray Television System , 1 set

(2) Time limit of tender: 10:59 a m . , 26 October 2012

(3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2794

---

**雑 報**

---

## ○公 告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第4項の規定に基づき、公立大学法人愛媛県立医療技術大学の平成23年度に係る財務諸表について、次のとおり公告する。

平成24年 9月14日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学

理事長 井 出 利 憲



## 貸借対照表

(平成24年3月31日)

【単位：円】

勘定科目	金額	
資産の部		
Ⅰ 固定資産		
1 有形固定資産		
建物	1,285,818,500	
建物減価償却累計額	<u>93,984,975</u>	1,191,833,525
構築物	5,197,500	
構築物減価償却累計額	<u>606,375</u>	4,591,125
工具器具備品	88,049,120	
工具器具備品減価償却累計額	<u>25,934,964</u>	62,114,156
図書		290,901,278
有形固定資産合計		<u>1,549,440,084</u>
2 無形固定資産		
ソフトウェア		7,470,022
電話加入権		18,000
無形固定資産合計		<u>7,488,022</u>
固定資産合計		1,556,928,106
Ⅱ 流動資産		
現金及び預金		200,512,095
未収入金		6,971,066
たな卸資産		535,267
前払費用		<u>1,129,465</u>
流動資産合計		<u>209,147,893</u>
資産合計		<u>1,766,075,999</u>
負債の部		
Ⅰ 固定負債		
資産見返負債		
資産見返運営費交付金等	16,954,651	
資産見返補助金等	4,432,401	
資産見返寄附金	8,113,350	
資産見返物品受贈額	<u>287,227,135</u>	316,727,537
長期未払金		
長期リース債務	<u>36,471,449</u>	<u>36,471,449</u>
固定負債合計		353,198,986
Ⅱ 流動負債		
運営費交付金債務		15,075,678
寄附金債務		1,409,127
前受受託研究費等		1,928,240
未払金		31,203,247
リース債務		13,063,023
未払費用		13,149,723
未払消費税等		43,300
預り科学研究費補助金		246,189
預り金		<u>2,109,782</u>
流動負債合計		<u>78,228,309</u>
負債合計		431,427,295
純資産の部		
Ⅰ 資本金		
地方公共団体出資金		<u>1,285,010,000</u>
資本金合計		1,285,010,000
Ⅱ 資本剰余金		
資本剰余金		18,000
損益外減価償却累計額( )		<u>93,899,208</u>
資本剰余金合計		93,881,208
Ⅲ 利益剰余金		
教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金		17,492,464
当期末処分利益		<u>126,027,448</u>
(うち当期総利益 126,027,448)		
利益剰余金合計		<u>143,519,912</u>
純資産合計		<u>1,334,648,704</u>
負債純資産合計		<u>1,766,075,999</u>

## 損 益 計 算 書

(平成23年 4月 1日 - 平成24年 3月31日)

【単位：円】

勘 定 科 目	金 額	
経常費用		
業務費		
教育経費	67,875,735	
研究経費	28,621,216	
教育研究支援経費	13,388,379	
受託研究費	71,760	
受託事業費	2,136,276	
役員人件費	39,188,201	
教員人件費	464,540,787	
職員人件費	106,455,850	722,278,204
一般管理費		67,897,755
財務費用		
支払利息	678,999	678,999
経常費用合計		<u>790,854,958</u>
経常収益		
運営費交付金収益		680,126,019
授業料収益		184,315,200
入学金収益		29,356,200
検定料収益		7,650,000
受託研究等収益		71,760
受託事業等収益		2,239,743
寄附金収益		1,891,044
補助金等収益		93,000
資産見返負債戻入		
資産見返運営費交付金等戻入	1,000,860	
資産見返寄附金戻入	390,038	
資産見返補助金等戻入	106,599	
資産見返物品受贈額戻入	5,555,821	7,053,318
財務収益		
受取利息	61,639	61,639
雑益		
財産貸付料収益	207,110	
手数料収入	74,500	
物品等売却収入	675,920	
雑益	3,066,953	4,024,483
経常収益合計		<u>916,882,406</u>
経常利益		126,027,448
臨時損失		
承継消耗品費		23,908
臨時利益		
物品受贈益		23,908
当期純利益		<u>126,027,448</u>
当期総利益		<u>126,027,448</u>

## キャッシュ・フロー計算書

(平成23年 4月 1日 - 平成24年 3月31日)

【単位：円】

区 分	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	83,274,770
人件費支出	694,322,573
その他の業務支出	57,881,754
運営費交付金収入	704,669,278
授業料収入	181,636,200
入学金収入	29,356,200
検定料収入	7,650,000
受託研究等収入	2,000,000
寄附金収入	2,000,000
その他の収入	4,402,787
小計	96,235,368
業務活動によるキャッシュ・フロー	96,235,368
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	17,492,464
有形固定資産の取得による支出	8,843,624
小計	26,336,088
利息の受取額	61,639
投資活動によるキャッシュ・フロー	26,274,449
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	12,626,427
小計	12,626,427
利息の支払額	671,823
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,298,250
IV 資金増加額	56,662,669
V 資金期首残高	126,356,962
VI 資金期末残高	183,019,631

## 利益の処分に関する書類

(平成23年 4月 1日 - 平成24年 3月31日)

【単位：円】

勘 定 科 目	金	額
I 当期末処分利益		126,027,448
当期総利益	126,027,448	
II 利益処分額		
積立金	80,186,091	
地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額 (教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金)	<u>45,841,357</u>	<u>45,841,357</u>
		<u>126,027,448</u>

## 行政サービス実施コスト計算書

(平成23年 4月 1日 - 平成24年 3月31日)

【単位：円】

勘 定 科 目	金 額	
I 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用		
業務費	722,278,204	
一般管理費	67,897,755	
財務費用	678,999	
臨時損失	23,908	790,878,866
(2) (控除)自己収入等		
授業料収益	184,315,200	
入学金収益	29,356,200	
検定料収益	7,650,000	
受託研究等収益	71,760	
受託事業等収益	2,239,743	
寄附金収益	1,891,044	
資産見返寄附金戻入	390,038	
財務収益	61,639	
雑益	1,717,483	227,693,107
業務費用合計		563,185,759
II 損益外減価償却相当額		46,949,604
III 引当外賞与増加見積額		520,852
IV 引当外退職給付増加見積額		18,048,011
V 機会費用		
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用	82,982,955	
地方公共団体出資の機会費用	11,963,845	94,946,800
VI 行政サービス実施コスト		<u>687,555,004</u>

## 注 記

## I 重要な会計方針

当事業年度より、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」（平成24年3月30日総務省告示第140号改訂）並びに「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ & A」（平成24年4月改訂 総務省自治行政局 総務省自治財政局 日本公認会計士協会）を適用しています。

## 1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、退職一時金及び派遣職員人件費については費用進行基準を採用しています。

## 2. 減価償却の会計処理方法

## (1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、県から承継した固定資産については承継時の残存耐用年数で減価償却しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	11年～27年
構築物	10年
工具器具備品	1年～5年

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第85）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいています。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与一時金については、運営費交付金により財源措置されているため、賞与に係る引当金は計上していません。

なお、職員に支給する賞与のうち、翌期の運営費交付金により財源措置されるものについては、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額として、当事業年度末の支給対象期間に応じた支給見込額から前年度末の同見込額を控除した額を計上しています。

## (2) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置されているため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第87に基づき計算された退職一時金に係る当事業年度末の引当外退職給付見積額から前事業年度末における同見積額を控除した額を計上しています。

## 4. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品について、最終仕入原価法を採用しています。

## 5. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

## (1) 国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

愛媛県から無償貸付されている土地、建物については、愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則等に基づき使用料を算定しています。

## (2) 地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成24年3月30日の利回りを参考に0.985%で計算しております。

## 6. リース取引の会計処理

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

## 7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

## II 貸借対照表注記

- |                                 |              |
|---------------------------------|--------------|
| 1. 翌期の運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額     | 36,611,502円  |
| 2. 翌期以降の運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額 | 551,322,942円 |
- （愛媛県からの派遣職員に対する退職給付見積額は上記金額から除いております。）

## Ⅲ キャッシュ・フロー計算書注記

## 1. 資金の期末残高の貸借対照表表示科目の内訳

現金及び預金	200,512,095円
うち定期預金(控除)	17,492,464円
資金期末残高	183,019,631円

## 2. 重要な非資金取引

- (1) 現物出資の受入による固定資産の取得  
なし
- (2) 無償譲与等による固定資産の受入  
なし
- (3) ファイナンス・リースによる資産の取得
- |        |             |
|--------|-------------|
| 工具器具備品 | 21,223,000円 |
| 合計     | 21,223,000円 |

## Ⅳ 行政サービス実施コスト計算書注記

1. 引当外賞与増加見積額の中には、愛媛県からの派遣職員に係る74,003円が含まれています。
2. 引当外退職給付増加見積額の中には、愛媛県からの派遣職員に係る17,752,914円が含まれています。
3. 機会費用の内訳  
機会費用はすべて設立団体(愛媛県)に係るものです。

## Ⅴ 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項  
当法人の資金運用は、預金、国債、地方債、政府保証債等に限定しております。なお、現在は預金だけの運用となっており、運用先の経営状況等の監視等を行っています。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項  
期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

【単位：円】

	貸借対照表計上額( )	時 価( )	差 額
現金及び預金	200,512,095	200,512,095	0
未払金	(44,396,270)	(44,396,270)	(0)
リース債務	(49,534,472)	(49,292,852)	(241,620)

負債に計上されているものは、( )で示しています。

## (注)金融商品の時価の算定方法

## 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっています。

## 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっています。

## リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しています。

## Ⅵ 賃貸等不動産の時価等の開示に関する事項

該当事項はありません。

## Ⅶ 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

## Ⅷ 重要な後発事項

該当事項はありません。

附 属 明 細 書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（第85「特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

【単位：円】

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		差 引 当期末残高	摘要	
					当期償却額				
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	1,285,010,000	-	-	1,285,010,000	93,899,208	46,949,604	1,191,110,792	
	計	1,285,010,000	-	-	1,285,010,000	93,899,208	46,949,604	1,191,110,792	
有形固定資産	建物	808,500	-	-	808,500	85,767	54,169	722,733	
	構築物	5,197,500	-	-	5,197,500	606,375	519,750	4,591,125	
	工具器具備品	55,039,870	33,009,250	-	88,049,120	25,934,964	14,413,073	62,114,156	注
	図書	288,531,324	4,971,709	2,601,755	290,901,278			290,901,278	
	計	349,577,194	37,980,959	2,601,755	384,956,398	26,627,106	14,986,992	358,329,292	
非償却資産	土地	-	-	-	-			-	
	計	-	-	-	-	-	-	-	
有形固定資産 の合計	土地	-	-	-	-			-	
	建物	1,285,818,500	-	-	1,285,818,500	93,984,975	47,003,773	1,191,833,525	
	構築物	5,197,500	-	-	5,197,500	606,375	519,750	4,591,125	
	工具器具備品	55,039,870	33,009,250	-	88,049,120	25,934,964	14,413,073	62,114,156	
	図書	288,531,324	4,971,709	2,601,755	290,901,278			290,901,278	
	計	1,634,587,194	37,980,959	2,601,755	1,669,966,398	120,526,314	61,936,596	1,549,440,084	
無形固定資産	ソフトウェア	10,730,101	1,227,450	-	11,957,551	4,487,529	2,305,137	7,470,022	
	電話加入権	18,000	-	-	18,000			18,000	
	計	10,748,101	-	-	11,975,551	4,487,529	2,305,137	7,488,022	

注) 当期増加高の内訳

情報科学演習室コンピュータシステム（リース資産）	21,223,000円
多チャンネルテレメータシステム	2,100,000円
分娩介助ファントム	1,260,000円
内診モデル	551,250円
看護ケアトレーニングシミュレーター	1,050,000円
純水製造装置	854,700円
超純水製造装置	2,593,500円
リアルタイムPCR装置	2,772,000円
別館大講義室用プロジェクター	604,800円
計	33,009,250円

(2) たな卸資産の明細

【単位：円】

種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入	その他	払出	その他		
貯蔵品（灯油）	256,284	7,590,698	-	7,470,085	-	376,897	
貯蔵品（郵券類等）	241,440	982,940	-	1,066,010	-	158,370	
計	497,724	8,573,638	-	8,536,095	-	535,267	

注) たな卸資産は費用計上方式により会計処理しております。



- (3) 有価証券の明細  
該当事項はありません。
- (4) 長期貸付金の明細  
該当事項はありません。
- (5) 長期借入金の明細  
該当事項はありません。
- (6) 引当金の明細  
該当事項はありません。
- (7) 資産除去債務の明細  
該当事項はありません。
- (8) 保証債務の明細  
該当事項はありません。
- (9) 資本金および資本剰余金の明細

【単位：円】

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資 本 金	地方公共団体出資金	1,285,010,000	-	-	1,285,010,000	
	計	1,285,010,000	-	-	1,285,010,000	
資本剰余金	無償譲与	18,000	-	-	18,000	
	計	18,000	-	-	18,000	
	損益外減価償却累計額	46,949,604	46,949,604	-	93,899,208	
	差引計	46,931,604	46,949,604	-	93,881,208	

- (10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

【単位：円】

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金	-	17,492,464	-	17,492,464	
合計	-	17,492,464	-	17,492,464	

- (11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

- (11) - 1 運営費交付金債務

【単位：円】

交付年度	期首残高	交 付 金 当期交付額	当期振替額					期末残高
			運営費交付金 収 益	資 産 見 返 運営費交付金	建 設 仮 勘 定 見 返 運 営 費 交 付 金	資 本 剰 余 金	小 計	
平成23年度	-	704,669,278	680,126,019	9,467,581	-	-	689,593,600	15,075,678
計	-	704,669,278	680,126,019	9,467,581	-	-	689,593,600	15,075,678

- (11) - 2 運営費交付金収益

【単位：円】

区 分	平成23年度交付分	合 計
期間進行基準	583,938,666	583,938,666
費用進行基準	96,187,353	96,187,353
計	680,126,019	680,126,019

(12) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(12) - 1 施設費の明細

該当事項はありません。

(12) - 2 補助金等の明細

【単位：円】

区 分	当期交付額	当期振替額			摘 要
		資産見返補助金等	補助金収益	その他	
平成23年度公立大学法人愛媛県立医療技術大学機能強化事業費補助金	4,632,000	4,539,000	93,000	0	
計	4,632,000	4,539,000	93,000	0	

(13) 役員及び教職員の給与の明細

【単位：円、人】

区 分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人数	支給額	支給人数
役 員	常勤	32,286,869	3.0	-	-
	非常勤	510,000	1.2	-	-
	計	32,796,869	4.2	-	-
教職員	常勤	457,698,020	66.1	2,649,493	2
	非常勤	13,551,777	24.2	-	-
	計	471,249,797	90.3	2,649,493	2
合 計	常勤	489,984,889	69.1	2,649,493	2
	非常勤	14,061,777	25.4	-	-
	計	504,046,666	94.5	2,649,493	2

注1) 役員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人愛媛県立医療技術大学役員報酬規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学役員退職手当規程に基づき支給しています。

注2) 教職員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員給与規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の給与の支給等に関する細則、職員の住居手当に関する細則、職員の通勤手当の支給等に関する細則、職員の単身赴任手当に関する細則、職員の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する細則、職員の特殊勤務手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員退職手当規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の退職手当に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学有期雇用職員給与規程、非常勤講師の報酬額について（理事長決定）、日々雇用職員の賃金日額について（事務局長決定）に基づき支給しております。

注3) 役員および教職員の報酬または給与の支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しています。

注4) 支給額には法定福利費は含んでいません。

(14) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

(15) 業務費及び一般管理費の明細

【単位：円】

教育経費	
消耗品費	9,073,287
備品費	1,051,100
印刷製本費	1,665,885
水道光熱費	11,828,838
旅費交通費	3,379,379
通信運搬費	1,545,636
賃借料	299,439
保守費	6,632,742
修繕費	4,863,311

諸会費		34,000	
報酬・委託・手数料		16,218,192	
奨学費		2,679,000	
減価償却費		8,349,128	
雑費		255,798	67,875,735
<b>研究経費</b>			
消耗品費		11,490,742	
備品費		4,570,646	
印刷製本費		462,800	
水道光熱費		2,308,290	
旅費交通費		4,502,709	
通信運搬費		401,294	
保守費		1,317,419	
修繕費		237,270	
諸会費		477,500	
報酬・委託・手数料		1,535,343	
減価償却費		1,275,666	
雑費		41,537	28,621,216
<b>教育研究支援経費</b>			
消耗品費		2,022,601	
印刷製本費		198,450	
水道光熱費		1,335,773	
旅費交通費		332,215	
通信運搬費		2,644,397	
賃借料		119,280	
保守費		749,003	
修繕費		446,250	
広告宣伝費		10,500	
諸会費		86,300	
報酬・委託・手数料		73,156	
減価償却費		2,765,024	
雑費		3,675	
図書費		2,601,755	13,388,379
<b>受託研究費</b>			71,760
<b>受託事業費</b>			2,136,276
<b>役員人件費</b>			
報酬			
報酬	23,826,771		
通勤手当	117,600	23,944,371	
賞与		8,852,498	
法定福利費		6,391,332	39,188,201
<b>教員人件費</b>			
常勤教員給与			
本俸	251,632,108		
超過勤務手当	1,107,223		
通勤手当	4,125,996		
その他の手当	22,476,476		
賞与	88,051,463		
退職給付費用	2,649,493		
法定福利費	87,400,028	457,442,787	
非常勤職員給与			
本俸	7,098,000	7,098,000	464,540,787
<b>職員人件費</b>			
常勤職員給与			
本俸	56,450,936		
超過勤務手当	7,134,104		
通勤手当	926,720		
その他の手当	4,413,756		
賞与	19,537,075		

法定福利費	11,373,799	99,836,390	
非常勤職員給与			
本俸	6,375,453		
超過勤務手当	6,564		
法定福利費	237,443	6,619,460	106,455,850
一般管理費			
消耗品費		5,854,680	
備品費		321,370	
印刷製本費		2,481,150	
水道光熱費		7,863,307	
旅費交通費		3,296,820	
通信運搬費		837,334	
賃借料		1,439,004	
福利厚生費		667,479	
保守費		8,016,562	
修繕費		9,303,151	
損害保険料		2,200,405	
広告宣伝費		348,180	
諸会費		1,018,100	
報酬・委託・手数料		19,182,440	
租税公課		48,000	
減価償却費		4,902,311	
雑費		117,462	67,897,755

(16) 寄附金の明細

【単位：円、件】

区 分	当期受入額	件 数	摘 要
奨学寄附金	2,000,000	1	
現物寄附（図書）	493,884	10	
合 計	2,493,884	11	

(17) 受託研究の明細

該当事項はありません。

(18) 共同研究の明細

【単位：円】

区 分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	その他	期末残高
共同研究	-	2,000,000	71,760	-	1,928,240
合 計	-	2,000,000	71,760	-	1,928,240

(19) 受託事業等の明細

【単位：円】

区 分	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	その他	期末残高
健康づくり情報等提供事業	-	2,239,743	2,239,743	-	0
合 計	-	2,239,743	2,239,743	-	0

(20) 科学研究費補助金の明細

【単位：円、件】

種 目	当期受入	件 数	摘 要
科学研究費補助金（文部科学省） 若手研究（B）	(600,000) 180,000	1	
日本学術振興会 基盤研究（C）	(3,480,000) 1,044,000	3	
日本学術振興会 若手研究（B）	(3,200,000) 960,000	2	
日本学術振興会 基盤研究B（分担）	(150,000) 45,000	1	

日本学術振興会 基盤研究C(分担)	(250,000) 75,000	3	
日本学術振興会 挑戦的萌芽研究(分担)	(10,000) 3,000	1	
合 計	(7,690,000) 2,307,000	11	

(注)上段( )内に直接経費相当額を、下段に間接経費相当額を記載しています。

(2) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

現金及び預金の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
普通預金	183,019,631	
定期預金	17,492,464	
計	200,512,095	

資産見返物品受贈額の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
工具器具備品	524,489	
図書	280,337,329	
ソフトウェア	6,365,317	
計	287,227,135	

未払金の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
固定資産未払金	6,015,971	
その他未払金(人件費)	4,576,976	
その他未払金(物件費)	20,610,300	
計	31,203,247	

未払費用の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
その他未払費用(物件費)	13,149,723	
計	13,149,723	